

研究会活動報告書

別紙のとおり、光市議会議員報酬及び定数に関する研究会の活動について報告します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

光市議会議長 森 戸 芳 史 様

光市議会議員報酬及び定数に関する研究会

会 長 小 林 隆 司

副会長 清 水 祐 希

会 員 大 田 敏 司

会 員 田 中 陽 三

会 員 仲小路 悦 男

会 員 林 節 子

会 員 藤 川 みゆき

会 員 萬 谷 竹 彦

研究会活動報告書

光市議会議員報酬及び定数に関する研究会では、令和 7 年 1 2 月 1 9 日の研究会設置後、令和 8 年 7 月 3 1 日までの間、議員報酬及び定数に関する調査研究活動を行いました。

その内容について、以下のとおり報告します。

1 活動経過

上記期間中、計 8 回の会議を開催しました。

【活動経過】

回	開催日	協議内容
1	令和 8 年 1 月 16 日	○会長及び副会長の指名 ○今後の進め方について
2	令和 8 年 2 月 16 日	○議員報酬について
3	令和 8 年 3 月 19 日	○議員報酬について
4	令和 8 年 4 月 7 日	○議員報酬について
5	令和 8 年 4 月 20 日	○議員報酬のまとめ（案）について ○議員定数について
6	令和 8 年 5 月 22 日	○議員報酬のまとめ（案）について ○議員定数について
7	令和 8 年 6 月 30 日	○議員定数のまとめ（案）について
8	令和 8 年 7 月 8 日	○研究会報告書（案）について

2 議員報酬について

(1) 本市における変遷

平成16年10月4日の旧光市と旧大和町の合併時、本市の市議会議員の月額報酬は390,000円（一般議員）となっていたが、特別職報酬等審議会の答申等に基づき、平成18年4月1日から5%程度の引き下げが行われ、現在に至っています。

【報酬の推移（金額は月額）】

	合併時	平成18年4月1日～
議長	480,000円	456,000円
副議長	420,000円	399,000円
委員長	400,000円	380,000円
副委員長	395,000円	375,000円
議員	390,000円	370,000円

(2) 議論の経過

適正な議員報酬のあり方を研究するにあたり、議員報酬の法的位置づけとなる地方自治法第203条の規定から、「生活給の性格を有する給料ではなく、一定の役務の対価として与えられる反対給付である」という共通認識を持ったうえで、「経済情勢」、「社会情勢」、「他市との比較」、「市民からの評価」、「特別職報酬等審議会」の5つの視点から調査研究を進めました。

まず、経済情勢として、物価、賃金の動向の観点においては、本市の議員報酬が、平成18年4月に特別職報酬等審議会の答申に基づき5%減額となって以降、変更がないまま現在に至っているという現状を踏まえ、近年の物価高騰、賃金上昇を考慮すれば、増額する方向という見解で一致しました。上げ幅については、減額前の月額39万円に戻すことを前提に物価上昇分を加味するという意見や国家公務員給与の改定率から10%程度の増といった意見がありました。

次に、社会情勢として、業務量の変化、議員のなり手不足の観点においては、議員活動には公務と政務がある中で、生活スタイルの多様化等から市民からの相談が多岐にわたるものとなるなどの変化があり、感覚的には増えているのではという意見があった一方で、政

務に関しては、議員ごとに活動量の差があり、量的に増えたかどうかは不明確であるとの意見もありました。ただ、業務量としては減少しているということではなく、少なくとも現状維持かそれ以上であり、報酬についても、増額又は現状維持が妥当で、減額する方向の理由にはなりえないという点で意見が一致しました。

また、議員のなり手不足については、議員のなり手不足が深刻化するとの懸念がある中で、若い世代や現役世代が立候補しにくい背景として、人口減少、行政課題の高度化に加え、仕事を辞めるリスクに見合う報酬ではなく、大幅に上げるべきという意見がありましたが、報酬を増額することは 1 つの手段として有効であることに異論はないものの、根本的な解決策となるかについては疑問視する意見もありました。

次に、他市との比較の観点では、現行の報酬額が県内市との比較では妥当な範囲と考えられる資料が提示されましたが、人口や財政力との明確な関連性は見いだせず、他市の状況は参考にする必要はあるものの、他市との比較だけを根拠に本市の報酬額を決めるべきではないという点で意見が一致しました。

なお、市民からの評価の観点では、議員活動に対する理解度によって市民の評価にばらつきがあることから、市民の評価を過度に気にせず、議員の活動内容を「見える化」することが重要であり、市民にしっかり説明する責任があるという点で意見が一致しました。

また、特別職報酬等審議会については、現条例において「市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」と規定されていることから、審議会の開催は要請する必要があるとの共通認識のうえで、審議会では議会側の意見表明をすることができることが望ましいという意見や、社会情勢の変化に対応するため、今後は 4 年ごとなどの定期的な開催が必要ではないかといった意見があったほか、他市の例をみると必ずしも審議会で望んだ結果が出るかは不透明であるとの意見もありました。

(3) 研究会としてのまとめ

多様な人材を確保し、議会力のさらなる向上を図る観点からも、

現行の報酬額は総合的にみれば低い水準にあるとの認識で一致しました。

また、具体的な上げ幅は、前回の議員報酬改定時である平成18年から、物価においては約17%（参考資料1）、民間企業の賃上げ動向等を反映した国家公務員の給与においては約9%（参考資料2）上昇していることなどを考慮し、10%から20%程度が妥当との意見が多くありました。

このため、研究会としては、議員報酬は増額する状況にあるとの結論であり、議員報酬の改定には特別職報酬等審議会の意見を聴く必要があることから、妥当な議員報酬について審議してもらうため審議会の開催を市長に要請し、加えて、審議会での意見陳述の必要性及び定期的な審議会の開催を要望として併せて提案することが妥当との結果に至りました。

3 議員定数について

(1) 本市における変遷

平成16年10月4日の旧光市と旧大和町の合併時、議員定数は22人（ただし、合併後最初の市議会議員選挙（平成16年11月14日執行）においては、合併特例法の定数特例を適用し、24人（光選挙区18人、大和選挙区6人））となっており、以後、平成22年に定員の見直しが再度行われ、現在に至っています。

【定数の推移】

合併時	平成22年12月28日～ (平成24年10月の選挙から適用)
22人 (合併後最初の選挙は特例により24人)	18人

(2) 議論の経過

適正な議員定数のあり方について、「議会機能の確保」、「市民の声の反映」、「社会情勢」の3つの視点から調査研究を進めました。

まず、議会機能の確保として、多様化する行政課題に対応するため、常任委員会の活動充実や新たな特別委員会の設置など、議会活動の充実が求められる中、多様な背景や専門性を持った人材を幅広く確保するためには、現行の定数を維持すべきであるとの意見がありました。また、本市において新たな特別委員会の設置に至っていない現状を課題視する指摘があった一方、少ない定数でありながらも、効率的な議会運営によって多くの特別委員会を設置している他市の事例も存在することから、特別委員会の設置状況と定数の多寡との間に関連性は低く、定数を削減しても運営の工夫次第で議会機能の確保は可能とする意見もありました。

なお、議員力の向上については、定数如何にかかわらず、議員一人ひとりの不断の努力と、議会運営上の工夫の双方が必要不可欠であるという認識で一致しました。

次に、市民の声の反映として、複雑化・多様化する民意を広く吸い上げるため、現状の定数を維持すべきであるとの意見がありました。一方で、議員数と市民の声を聴く量は必ずしも比例しないという指摘や、市民との意見交換会の開催やオンラインツールの活用など、

時代に即した多様なアプローチで市民の声を正確に把握する取組が重要であるとの意見がありました。

次に、社会情勢においては、山口県内における他自治体の状況と照らし合わせた場合、本市の議員定数は決して過大ではないという意見がありました。

一方で、各自治体が置かれた環境や背景が異なるため、他市との単純な数値比較は慎重であるべきであり、さらなる詳細な分析が必要であるとの指摘もなされました。

また、人口減少が進行し、全国的にも議員定数は削減傾向にある現実を受け止め、本市においても人口減少率等に見合った定数削減を行うべきであるという意見がありました。

(3) 研究会としてのまとめ

今後の定数のあり方については、「現状の定数を適正（維持）とする意見」、「2名の定数削減が適当とする意見」、「定数のあり方についてさらに議論を重ねるべきとする意見」の3つの見解に分かれました。

【参考資料 1】

○消費者物価指数の推移

年	消費者物価指数（令和 2 年を 100.0 とした場合）	平成 18 年を基準とした 上昇率
平成 18 年	95.5	1.0000
平成 19 年	95.5	1.0000
平成 20 年	96.8	1.0136
平成 21 年	95.5	1.0000
平成 22 年	94.8	0.9926
平成 23 年	94.5	0.9895
平成 24 年	94.5	0.9895
平成 25 年	94.9	0.9937
平成 26 年	97.5	1.0209
平成 27 年	98.2	1.0282
平成 28 年	98.1	1.0272
平成 29 年	98.6	1.0324
平成 30 年	99.5	1.0418
平成 31 年/令和元年	100.0	1.0471
令和 2 年	100.0	1.0471
令和 3 年	99.8	1.0450
令和 4 年	102.3	1.0712
令和 5 年	105.6	1.1057
令和 6 年	108.5	1.1361
令和 7 年	111.9	1.1717

※平成 18 年を基準とした上昇率＝当該年度の消費者物価指数÷平成 18 年の消費者物価指数

【参考資料 2】

○国家公務員給与改定率の推移

年	当該年の改定率	平成 18 年を基準とした 上昇率
平成 18 年	0.00	1.0000
平成 19 年	+0.35	1.0035
平成 20 年	0.00	1.0035
平成 21 年	▲0.22	1.0012
平成 22 年	▲0.19	0.9992
平成 23 年	▲0.23	0.9969
平成 24 年	0.00	0.9969
平成 25 年	+0.00	0.9969
平成 26 年	+0.27	0.9995
平成 27 年	+0.36	1.0030
平成 28 年	+0.17	1.0047
平成 29 年	+0.15	1.0062
平成 30 年	+0.16	1.0078
平成 31 年/令和元年	+0.09	1.0087
令和 2 年	0.00	1.0087
令和 3 年	0.00	1.0087
令和 4 年	+0.23	1.0110
令和 5 年	+0.96	1.0207
令和 6 年	+2.76	1.0488
令和 7 年	+3.62	1.0867

※平成 18 年を基準とした上昇率＝前年度の上昇率 × (1 + 当該年の改定率÷100)

光市議会議員報酬及び定数に関する研究会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、光市議会議員報酬及び定数に関する研究会（以下「研究会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 研究会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 議員報酬に関する調査・研究

(2) 議員定数に関する調査・研究

(組織)

第3条 研究会は、議長が指名する議員及び会派から選出された議員（以下「会員」という。）をもって組織する。ただし、会派から選出される議員については、各会派の所属議員2人につき1人の割合をもって選出することとする。

(任期)

第4条 会員の任期は、令和8年7月31日までとする。

2 任期の途中で会派が解散したときは、当該会派から選出された会員の任期は、前項に関わらず、会派が解散した日までとする。新会派の結成又は会派構成議員数の変更により、新たに選出する場合は、前項の期間までとする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、会員の中から議長が指名する。

3 副会長は、研究会において会長が指名する。

4 会長は、研究会を総理し、代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 研究会は、会長が招集する。

2 研究会は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 研究会の議事は、合意に向けて協議し、調整を図ることとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(記録)

第7条 会長は、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、議会事務局において行う。

(補則)

第9条 この要領に定めのあるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が研究会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。